平成30年度第3回神奈川県 指定障害福祉サービス事業者等 指導講習会資料 【居住系】

開催日:平成31年2月21日(木)午後

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ

スケジュール

予定時間	次第	内容
3分	開会挨拶、事務連絡	
40分	ー 指導監査について	・指導監査とは ・よくある指導事項 ・行政処分 等
10分	二 事故報告について	・事故発生時の対応
10分	休憩	
	三 サビ管・児発管研修について	・変更点の説明
70分	四 サービスのポイント等について	・制度説明 ・留意点の説明
	五 処遇改善加算について	・変更点の説明
10分	六 障害児者の虐待防止について	・一般原則の周知
5分	七 業務管理体制の整備について	• 制度説明
2分	八 情報公表制度について	・制度説明
	終了 2/81	

ー(二)指導監査について

【居住系】 よくある指導事項

指導内容(具体例) 項目 ▶サービスの実態等が運営規程、重要事項説明書の 記載と不一致。 (例1) 職員配置、営業時間、食事代等が実態 と異なる。 (例2) 食事のキャンセル料を記載していない。 *運営規程、重説で記載のない料金は徴収不可。 内容、手続きの説明 支給決定期間を超えて契約を結んでいた。 及び同意 (例)支給決定期間 平成30年4月1日~同年6月30日 契約書の契約期間 平成30年4月1日~平成31年3月31日 → 平成30年7月1日~平成31年3月31日の期間は、 平成30年4月1日の段階では、必ず支給決定が更新 されるか不明のため契約出来ない。

項目

指導内容(具体例)

介護給付費等の 額にかかる通知

- ◆法定代理受領をした際に、利用者側へ 通知してない(代理受領通知を発行し ていない)。
- ◆代理受領した後に通知する必要があるが、代理受領前に通知している。

(例) 平成30年7月のサービス提供分の請求は8月。この請求分はさらにその翌月(9月)の15日前後に入金される。入金より前の日付で同通知を発行するのは不可。

揭示

◆ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、 協力医療機関等の重要事項を見やすい 場所に掲示していない。

項目

指導内容(具体例)

非常災害対策

- ◆ 非常災害に対する具体的計画が立てられていない (単なるマニュアルでは不可)。
- ◆ 避難訓練の実施記録が整備されていない。
- *児童発達支援センター、障害児入所施設 毎月消火訓練及び避難訓練を実施することが必要。 また、夜間(想定)の(児童発達支援センターを除 く)訓練も必要。
- *障害者支援施設 年2回、消火訓練及び避難訓練の実施が必要。 また、夜間(想定)の訓練も必要。

変更の届出等

- ◆ 事業所の管理者(サービス管理責任者、児童発達 支援管理責任者)、平面図、運営規程、事業所所 在地等が変更されているが、10日以内に県に届 出していない。
- *サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を変更する際、体制届を提出する事業所が時折見られますが、体制届や指定更新書類の提出だけでは変更したことになりません!変更届出書を提出してください。

項目	指導内容(具体例)
請求関係	 ◆ サービス提供実績記録票(写し)を市町村に提出していない。 ◆ 指定基準上必要な人員が配置されていない、配置の要件を満たしていない。 (例)サービス管理責任者の人数が足りない、又は認められない兼務をしている。 ⇒人員欠如減算(全利用者分)となり、多額の返還となることが多い。 ◆ 個別支援計画未作成期間について、介護給付費等を減算していなかった。 (例)個別支援計画がない利用者各々について減算が必要。モニタリングをしていない(又は遅れた)期間についても同様。 ◆ 支援記録がない状態での請求は不正請求(サービス提供実績記録票のみに基づく請求は不可)

項目

指導内容 (具体例)

個別支援計画の 作成

- ◆ 個別支援計画が作成されていない、又は作成 やモニタリングが遅れている。
- ◆ 個別支援計画の作成に係る会議の記録がない。
- ◆ サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が個別支援計画作成の全ての手順に関わっていない。
- ◆ 個別支援計画に、文書により利用者の同意を 得ていない。
- ◆ 個別支援計画内の提供サービス内容、アセス メント記録及びモニタリング記録が不十分。

支援は、個別支援計画に則って行われるものである ため、利用開始日の時点で個別支援計画が作成されて いないのは基準違反です。また、利用開始月内に個別 支援計画が作成されていない場合は減算が必要です (モニタリングも同じ考え方)。

秘密保持等

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、<u>退</u>職後も保持する旨の規定がない。

項目

指導内容(具体例)

事故への対応、 苦情解決等

- ◆ 事故発生後、県、市町村、利用者の家族等に 連絡を行っていない。
- ◆ 利用者等から受けた苦情内容等を記録してい ない。

利用者負担額に 係る管理

- ◆ 利用者等から金銭の支払いを受けた際に領収 書を交付していない。
- ◆ 利用者等から徴している光熱水費が、実費以 上を徴収している。
- ◆ 利用者の書面による同意が確認できないにも関わらず徴収していた。
- ◆ 徴収出来ない費用を徴収していた(サービスごとに、徴収できる費用に定めがあります)。
- ◆ 「共益費」、「事務手数料」等曖昧な名目で 徴収していた。
- → 徴収できる費用であっても、曖昧な名目での 徴収は不可。

指導内容(具体例) 項目 「定員超過減算に該当しなければよい」と考え、 恒常的に利用定員を超えて受け入れていた。 定員の遵守 *定員は超えないのが原則。超えてよいのは、虐 待や災害発生時等のやむを得ない場合のみ。 ◆常勤職員として、カウントできない職員をカウントして いた。 *この加算の「常勤」の考え方 非常勤雇用であっても、常勤が勤務すべき時間数に 達している従業者は全て常勤として扱う。 福祉専門職員配置等 加算 複数事業所を兼務する常勤職員は、常勤として勤務 すべき時間数の2分の1以上勤務する事業所において のみ常勤としてカウントする。 事業ごとに、常勤としてカウントする職種が異なるので

支援管理責任者はカウントしない。

注意が必要。管理者、サービス管理責任者、児童発達

項目

指導内容 (具体例)

夜間支援等体制 加算(I)、(II)

(共同生活援助の み)

- ◆ 夜間及び深夜の職員配置が確認出来なかった。(特に22時~5時までの時間帯)
- ◆ (I)を算定しているにも関わらず、職員に 宿直手当しか支払っていなかった。(夜勤 相当の給与を支払っていなかった)
- ◆夜間支援の記録がなかった。特に(I)。
- ◆(I)を算定しているにも関わらず、夜間支援について個別支援計画に位置付けていなかった。

*この加算も返還が生じる場合は多額になりやすい。報酬告示、留意事項通知等で算定要件を確認してください!

項目

指導内容 (具体例)

夜勤職員配置体 制加算

(施設入所支援の み)

- ◆ 夜勤者の人数が算定要件を満たしていないにも関わらず算定していた。
- ◆この加算は、前年度の利用者数の平均値により、夜勤者の必要配置数が異なる。定員を超過して受け入れた場合、利用者数の平均値が上がり、加算要件を満たさなくなる可能性があるため注意が必要です。
- ○利用者数平均值21~40人→夜勤者2人以上
- ○利用者数平均值41~60人→夜勤者3人以上
- ○利用者数平均值61~100人→夜勤者4人以上
- ○利用者数平均值101~140人→夜勤者5人以上

項目 指導内容(具体例) ◆全従業者へ処遇改善計画を周知していな かった。 ◆加算により得た額を配分出来ない職員の給 処遇改善加算 与改善に利用していた。 → この加算は、サービス管理責任者や法人 役員等への給与改善に使用することは不可。 地域生活移行個 ◆必要な研修が行われていないにもかかわら 別支援特別加算 ず算定していた。

入所施設で多い監査指摘事項

項目	指導内容(具体例)
施設長変更届 (社会福祉法)	◆障害者総合支援法上の変更届とは別に、 社会福祉法第63条に規定する変更届も 必要。
職員健康診断 (労働安全衛生 法)	◆健康診断受診率が低い。◆夜勤職員は6か月に一回の健康診断が未受診。
預り金管理体制 (通知)	◆内部規程との相違。◆内部牽制体制の不備。

利用者と県民の期待を裏切ることのないよう

利用者預り金の管理体制の確立について



利用者からの預り金について、厳正な事務管理を徹底するため、内部牽制体制(複数職員におけるチェック体制、通帳と印鑑の別管理等)を確立すること

利用者の 金品 預貯金証書

印鑑等

福祉サービスを提供するうえで必要最小限、やむをえず預かる場合は、

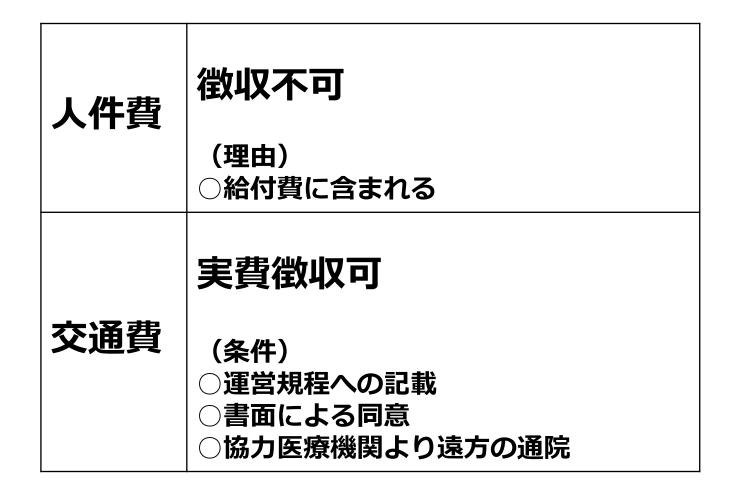
内部規程を整備すること

内部牽制体制を確立すること

職員の事務と権限を規程に明記すること

福 監 第 171 号 平成23 年6 月30 日 社会福祉施設等における利用者からの預り金について(通知)

く通院に係る費用徴収について>



関係根拠法令

- ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)(平成17年11月7日法律第123号)
- ●児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

〇県条例

- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25年1月11日条例第11号)
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1 月11日条例第13号)
- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例(平成25年1月11日条例第9号)
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第10号)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月 11日条例第5号)
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第7号)
- 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第8号)

●解釈通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)

●報酬告示

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する 基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

●留意事項通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)

○苦情解決の仕組みの指針

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年障第452号ほか 厚生省通知)

○リスクマネジメントの取り組み指針

 福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み 指針~利用者の笑顔と満足を求めて~」について(平成14年4月22日 厚生省HP)

二 事故報告について

1 対象 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施設又は事業所

- 2 事故報告を要する事故の種類
 - (1)死亡
 - (2)骨折
 - (3)誤嚥
 - (4)食中毒
 - (5)感染症※1
 - (6)所在不明
 - (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
 - (8)その他※2、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等
 - ※1 インフルエンザについては、集団感染をした場合に報告。 また、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応のこと。
 - ※2 裂傷、打撲、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

3 報告の手順

- (1)必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族等に連絡
- (2)4の報告先に電話にて第一報を連絡
- (3)再発防止策等を検討の上、事故報告書(様式1)を4の報告先 に郵送

4 報告先

- (1)障害児入所施設以外の事業所
 - (ア)事業所所在地の市町村障害福祉主管課
 - (イ) 当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課
 - (ウ)県障害福祉課事業支援グループ

- (2)障害児入所施設
 - (ア) 当該利用者の給付決定児童相談所
 - (イ)施設所在地域を所管する児童相談所
 - (ウ)県障害福祉課事業支援グループ

5 報告の様式等

(1)要領

ア障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領 イ児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児 相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い 要領

(2)様式

様式1⇒別紙のとおり

《参照先:障害福祉サービスかながわ⇒書式ライブラリ

- ⇒1. 神奈川県からのお知らせ
- ⇒1 神奈川県からのお知らせ
- ⇒文書名「事故報告の取扱いについて」 文書内容 【通知】、【取扱い要領】、【様式】 》
- ※ 完治までの(予定)期間についても、報告書に記載すること。

	事	故幸	设 告	記載	年月日(年	月	日)
法 人 名								
事 業 所 名								
事業所番号				サービス種類				
事業所所在地	〒							
管理者氏名				記載者氏名				
連絡先(TEL)				連 絡 先 (FAX)				
該当利用者氏名				性 別・年 齢	男・	女 (歳)
受給者番号				障害支援区分				
事故発生日時			年	月	日	時頃		
事故発生場所								
事 故 の 種 類 (該当する番号 にOをつける)	1 死亡 2 骨折 3 誤嚥 4 食中毒		5 感染 6 所在 7 職員 8 その	E不明 員の犯罪行為等	その他	の場合は記入		
事故の内容	(概要)							
	(原因)							
	(完治するまで	の(予定)期間)	【例:全治〇か)	月、全治○	日等】		
事故発生時 に行った対処								
医療機関								
治療の概要								
連絡済関係機関								
利用者の状況 (病状、入院の 有無、家族への報 告説明内容等)								
損害賠償等の状況								
再発防止に向けた 対応・対策・ 今後の取り組み								
職員間の周知 徹底の方法								

※必要に応じて、任意用紙を追加し添付してください。

6 平成30年度事故報告の傾向について

(1) 平成30年度の事故報告集計(平成30年4月から12月まで)

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	7	17	0	0	1	10	0	38	73
5月	5	28	1	0	1	3	1	33	72
6月	2	14	1	0	0	11	0	50	78
7月	3	34	2	0	0	2	0	56	97
8月	1	26	0	0	0	8	0	57	92
9月	3	20	1	0	1	5	0	29	59
10月	3	19	2	1	0	6	0	44	75
11月	5	22	2	0	1	5	1	43	79
12月	6	13	1	0	0	6	0	38	64
合計	35	193	10	1	4	56	2	388	689

(2) 実例の紹介

		·
居住系サービス	骨折	日中に1度、夜間に1度転倒し、硬直痙攣、嘔吐がみられた。翌日通院したところ、脳挫傷、頭蓋骨骨折との診断を受ける。後遺症が残る可能性がある。
居住系サービス	死亡	夕刻に痙攣発作があり転倒した。1時間後に救急搬送したが、翌日亡くなった。
居住系サービス	裂傷等	入浴後、利用者の身体が火照っていたため、着脱台で 休んでもらい、職員が他の利用者の介助しているときに 転落し裂傷を負った。
居住系サービス	裂傷等	入浴後、濡れていた脱衣場の床で転倒し、排水溝に頭 部をぶつけ、2センチの裂傷を負った。
通所系サービス	骨折	トイレに行く際に床に置いてあった物に躓いて転倒し、骨 折した。
障害児通所支援	裂傷等	スイカを切るための包丁を持っていた職員に児童が突 然抱き着いてきて、包丁が児童の右膝に刺さった。

四居住系サービス

共同生活援助①

○ 基本報酬の見直し

非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

○ 新たな類型の創設(日中サービス支援型)

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新しい類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」を創設。(詳細は次次ページ参照)

○ 看護職員配置加算【新設】 70単位/日

共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価。※ 医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算IVのみ可。

〇 精神障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

〇 強度行動障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価。

共同生活援助②

〇 自立生活支援加算の見直し

退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算について、地域生活への移行を促進する観点から、回数を拡充。

【旧】 入居中 <u>1回</u> 退去後 1回 ※1回500単位



【新】 入居中 <u>2回</u> 退去後 1回 ※1回500単位

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

(介護サービス包括型・日中サービス支援型)

平成30年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33年3月31日まで延長。

※ 新たな類型である日中サービス支援型も、当該経過措置の対象。

共同生活援助③

【新たな類型 日中サービス支援型について】

○短期入所(併設型又は単独型)の必置

地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供を行い、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。

○支援体制

- ・本類型は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することが基本。障害支援区分は問わず、利用者が他の日中活動サービスを利用することは可能。
- ・従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置。(3:1、4:1、5:1)
- ○夜勤職員加配加算【新設】 149単位/日

本類型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、 加配する場合は、加算を算定。

〇地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

本類型は、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る必要がある。よって、表記協議会等に定期的に(年1回以上)事業の実施状況等の報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

また、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、 その内容を都道府県知事に提出する。

短期入所①

〇 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」が創設されます。

福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準の取扱い

併設型・空床型

現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害 児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。

② 単独型

現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

短期入所サービス費(1日につき)

- イ 福祉型短期入所サービス費
- (1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)

 \sim

(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)



短期入所サービス費(1日につき)

- イ 福祉型短期入所サービス費
- (1)福祉型短期入所サービス費(I)

 \sim

- (4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)
- (5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)
 - (一)区分6 ~ (五)区分1及び区分2
- (6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)
- (一)区分6 ~ (五)区分1及び区分2
- (7)福祉型強化短期入所サービス費(III)
 - (一)区分3

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- 福祉型短期入所サービス費についても、現行区分から加算単位が変更となります。
- 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し(障害者サービス) 平成30~32年度における地域区分の適用地域(障害者サービス)については、変更 となる市町村がありますので、ご確認ください。

<現行>

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

〈平成30年度以降〉



1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

平成30~32年度における地域区分の適用地域(障害者サービス)

	見直し後	1級地	2級地	3級地	4級地	5 級地	6級地	7級地	その他
現行		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
1級地	18%								
2級地	15%			鎌倉市	厚木市				
3級地	12%		横浜市 川崎市			海老名市			
4級地	10%				相模原市藤沢市	横須賀市 茅ケ崎市 大和市 座間市 綾瀬市 愛川町			
5級地	6%				逗子市	平塚市 伊勢原市 寒川町	秦野市 葉山町 清川村		山北町
6級地	3%					小田原市	三浦市 二宮町	箱根町	中井町 大井町
その他	0%						大磯町		その他

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

短期入所サービス費(1 E	_ ,
イ 福祉型短期入所サービ (1)福祉型短期入所サービ	
(一)区分6	892 → 896 単位
(二)区分5	758 → 761 単位
(三)区分4	626 → 629 単位
(四)区分3 (五)区分1及び区分2	563 → 565 単位
(2)福祉型短期入所サービ	• •—
(一)区分6	582 → 584 単位
(二)区分5	510 → 512 単位
(三)区分4	307 → 308 単位
(四)区分3	232 → 233 単位
(五)区分1及び区分2 (3)福祉型短期入所サービ	• •—
(一)区分3	ス員(皿) 758 → 761 単位
(二)区分2	595 → 597 単位
(三)区分1	492 → 494 単位
(4)福祉型短期入所サービ	ス費(Ⅳ)
(一)区分3	510 → 512 単位
(二)区分2	269 → 270 単位
(三)区分1	166 → 167 単位

短期入所サービス費(1日 イ 福祉型短期入所サービ (1)福祉型短期入所サービス	ス費
(4)福祉型短期入所サービス(5)海が悪路が	
(5)福祉型強化短期入所サー	<u>- に人負(1)</u>
(一)区分6	1,096 単位
(二)区分5	962 単位
(三)区分4	829 単位
(四)区分3	766 単位
(五)区分1及び区分2	
(6)福祉型強化短期入所サー	<u>-ビス費(Ⅱ)</u>
(一)区分6	785 単位
(二)区分5	713 単位
(三)区分4	509 単位
(四)区分3	434 単位
(五)区分1及び区分2	367 単位
(7)福祉型強化短期入所サー	-ビス費(Ⅲ)
(一)区分3	962 単位

〇 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合 について、支援に係る負担を評価する加算が創設されます。

なお、受入の体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算が創設されます。

判定スコア

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) 酸素吸入
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 6回/日以上の頻回の吸引
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 (13) 人工肛門

- (7) IVH
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む)
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- (12) 定期導尿(3/日以上)

≪ <u>医療的ケア対応支援加算</u> 【新設】≫	120単位/日
≪ <u>重度児者対応支援加算</u> 【新設】≫	30単位/日
≪ <u>常勤看護職員等配置加算</u> 【新設】≫	
イ 利用定員が6人以下	10単位/日
ロ 利用定員が7人以上12人以下	8単位/日
ハ 利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
二 利用定員が18人以上	4単位/日

〇看護職員による訪問の充実、医療的ケア児者への支援の充実

福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分が創設されます。

医療連携体制加算については、さらに長時間支援を評価する区分が創設されます。

≪医療連携体制加算の拡充≫ 【平成29年度】 医療連携体制加算(]) 600単位/日(利用者1人) 300单位/日(利用者2人以上8人以下) 医療連携体制加算(Ⅱ) 医療連携体制加算 (Ⅲ) 500単位/日 医療連携体制加算 (IV) 100単位/日 【平成30年度】 医療連携体制加算 (I) 600単位/日(利用者1人) 医療連携体制加算(Ⅱ) 300单位/日(利用者2人以上8人以下) 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位/日 医療連携体制加算 (Ⅳ) 100単位/日 医療連携体制加算 (V) 39単位/日 医療連携体制加算 (Ⅵ) 1.000单位/日(利用者1人) 医療連携体制加算 (VII) 500単位/日(利用者2人以上8人以下) 既存の(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を (Ⅵ) 又は(Ⅶ) を適用します。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、 医療連携体制加算は算定不可です。



4) - **1**

〇 運営方法やサービス提供規模の適正化

「福祉型強化短期入所サービス費」の創設にあたり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所サービスの提供については、減算又は制限されます。

≪大規模減算【新設】≫

所定単位数の90%を算定 ※単独型で20床以上の場合

短期入所④

○ 長期(連続)利用日数の上限設定

長期(連続)利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とします。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間が設けられます。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能としますが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認められます。

〇 年間利用日数の適正化

年間利用日数については、1年の半分(180日) を超えないようにすることを計画相談支援の指定 基準に位置付けます。

ただし、45の長期(連続)利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めることがあります。

施設入所支援①

〇夜勤職員配置体制加算

利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するために、夜勤職員配置体制加算の単位数が増加しました。

【平成29年度】

(1)利用定員が21人以上40人以下 49単位/日

(2)利用定員が41人以上60人以下 41単位/日

(3)利用定員が61人以上 36単位/日



【平成30年度】

(1)利用定員が21人以上40人以下 60単位/日

(2)利用定員が41人以上60人以下 48単位/日

(3)利用定員が61人以上 39単位/日

施設入所支援②

○重度障害者支援加算(Ⅱ)に係る算定要件の経過措置の延長

平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算(II)を算定していた施設については、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置が、平成31年3月31日まで延長されました。

施設入所支援③

〇地域移行加算

入所中の加算限度回数が増加しました。

【現行】

(1)入所中1回 500単位

(2)退所後1回 500単位



【見直し後】

(1)入所中2回 500単位

(2)退所後1回 500単位

施設入所支援④

〇体験利用の促進

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、指定地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合等に、所定単位数に代えて算定する加算が創設されました。

体験宿泊支援加算【新設】 120単位

自立生活援助(創設)

1. 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- ※ 自立生活援助による支援が必要な者
 - ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から、支援が必要と認められる場合
 - ・人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
 - その他、市町村審査会における個別審査会を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

2. 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - 公共料金や家賃に滞納はないか
 - 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

- 利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随身対応も行う。
- 〇 標準利用期間は1年(市町村判断で延長可)

3. 職員配置

- ① 地域生活支援員 指定自立生活支援事業所ごとに、1以上 なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
- ② サービス管理責任者
 - 利用者の数が30以下 1以上
 - ・利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1を加えて得た数以上

4. 基本報酬 • 加算

- 〇 基本報酬
 - 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
 - ・障害者支援施設等から移行した直後(退所等の日から1年以内)の利用者については、 関係機関との調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する
 - 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を、 人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

自立生活援助サービス費(I) ※退所等から1年以内の利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,541単位/月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月

自立生活援助サービス費(Ⅱ) ※退所等から1年を超える利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,158単位/月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 811単位/月

〇 加算

ア 特に支援が必要となる場合等の評価 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行っ た月については、更に一定単位を加算する。

初回加算(新設) 500単位/回

同行支援加算(新設) 500単位/回

イ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

特別地域加算(新設) 230単位/月

ウ福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を 評価することとし、福祉専門職員配置加算を創設する。

福祉専門職配置等加算(新設)

- (I) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位/月
- (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位/月
- (皿)地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上 又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位/月

エ 利用者上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

利用者上限額管理加算(新設) 150単位/回(月1回を限度)

平成30年度第3回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等指導講習会

【参考資料】 事業所運営における 各種届出について

届出の種類

☆障害福祉サービス

- (1)変更届出書(第3号様式)
- (2)廃止・休止・再開届出書(第4号様式)
- (3)指定変更申請書(第2号様式)
- (4)介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)

★障害児通所支援

- (1)変更届出書(第2号様式)
- (2)廃止・休止・再開届出書(第3号様式)
- (3)障害児(通所・入所)給付算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)
- (4)指定変更申請書

はじめに

【重要】届出のルール・様式は「障害福祉情報サービスかながわ(通称「らくらく」)」で必ず確認して下さい。

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

【届出のルールを確認できる冊子】

☆障害福祉サービス

『2-1 事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法』

★障害児通所支援

『【事業所指定①】変更・廃止・休止の届け出方 法』

冊子の掲載場所は⇒

届出のルールの掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届·変更申請·その 他届出書等 (障害者総合支援法関係) ☆障害福祉サービス

文書名:『2-1』事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等 (児童福祉法関係) ★障害児通所支援

文書名:『事業所指定①』変更・ 廃止・休止の届け出方法

(1)変更届出書

~変更届出書のルール~

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

- ・名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき → 10日以内
- ※ 届出期日は変更後でも良いこととされていますが、基準に関わる内容の変更に ついては、事前に必ずご相談ください。
 - 例 ①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の変更
 - ②事業所の所在地の変更
 - ③事業所の平面図の変更 など

根拠:障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

①変更を行う内容が、どの変更事項に当てはまるのか確認する。

②変更事項が分かったら、必要な添付書類と備考の確認をする。

変更届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届·変更申請·その 他届出書等 (障害者総合支援法関係) ☆障害福祉サービス

文書名:『2-2 第2号様 式~第5号様式』 5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等(児童福祉法関係) ★障害児通所支援

文書名:『事業所指定

2,3

【添付書類の掲載場所】

☆障害福祉サービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒<u>文書名:『2-3各種添付資料</u>様式』

★障害児通所支援

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式②】事業所指定に係る添付書類に係る添付書類記載例 る添付書類、【指定申請様式③】事業所指定に係る添付書類記載例 書式ライブラリ⇒ 1 神奈川県からのお知らせ⇒ 5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等(児童福祉法関係)⇒【事業所指定③】管理者・児童発達支援管理責任者の変更時添付様式(記載例付)

※添付書類の付表のありか

次の掲載場所から新規指定申請様式のダウンロードを行ってください。プルダウンで申請する事業所(施設)の種類、申請者の法人の種類、申請する事業の種類を入力すると付表のシートが自動で出てきます。

☆障害福祉サービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒ 2 事業所新規 指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒<u>文書名:『3-1 指定</u> 障害福祉サービス事業者等指定申請書様式(EXCEL2007/2010 版)』

★障害児通所支援

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒ 4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式①】障害 児施設申請様式∨085.1

- ③変更届を作成し、必要な添付書類を準備して提出する。
- ④ 提出前にもう一度、提出書類の不足や、 様式の記載漏れがないか等確認をする。

※様式違いや添付書類の不備、記載漏れが非 常に多くなっています。

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更があった事項に〇印がない。
- ④変更前と変更後の内容が記載されていない。もしくは変更後の欄に別添参照と記載しているが、別添書類があるだけで、どこをどのように変更したのかわからない。
- ⑤変更年月日が記載されていない。
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理 責任者補足研修の修了証の写しがない。
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。
- ⇒届出として受理する以前の内容です。

【サビ管・児発管のやむを得ない事由による変更について】

- やむを得ない事由の変更をする場合には、事前に 連絡・相談をして下さい。
- ・連絡・相談等なく届出した結果、やむを得ない事由 として判断できず、人員欠如減算に至っているケー スがあります。

(2)廃止・休止・再開届出書

~廃止・休止届出書のルール~

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

- 事業を廃止、休止するとき

⇒ 1ヶ月前

ポイント

廃止・休止届出書の1ヶ月前ルールに気を付けてください!!

例 平成31年3月31日に廃止したい場合

廃止届出書を平成31年2月28日に郵送し、3月1日障害福祉課着 ⇒ 3月31日付け 廃止×

廃止届出書を平成31年2月26日に郵送し、2月28日障害福祉課着 ⇒ 3月31日付け廃止〇

※休止の場合も同様のルールとなります。

根拠:障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

~再開届出書のルール~

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

休止した事業を再開したとき ⇒ 10日以内

根拠: 障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

廃止・休止・再開届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届·変更申請·その 他届出書等 (障害者総合支援法関係) ☆障害福祉サービス

文書名:『2-1,2-2第2号 様式~第5号様式』 5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等 (児童福祉法関係) ★障害児通所支援

文書名:『事業所指定

1)~(3)]

~廃止·休止·再開届出書~

廃止・休止の届出に際して大切なこと

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」
(障害者総合支援法第43条第4項)

したがって廃止及び休止をしようとする事業所は、届出を提出する際には届出と併せて、

- ①当該事業所を現に利用している利用者のリスト (氏名、希望サービス、異動先サービスを記載したもの)
- ②利用者の希望や意向等を聴取した個々の 面談等の記録

上記2点の資料の提出が必要です(任意様式)。

68/8

~廃止·休止·再開届出書~

【各届出の留意事項】

廃止届出書 ⇒ 事業所の廃止日以降、指定書(原紙)を返納してください(郵送可)。

休止届出書 ⇒ 休止期間は最長6ヶ月としてください。再開できる見込みがない場合、廃止もしくは休止の延長の届出が必要になります。

再開届出書 ⇒ 当該事業に係る従業者の勤務 の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、 勤務体制・形態一覧表を添付してください。

(3)体制届

~体制届のルール~

(障害福祉サービス・障害児通所支援共通)

- ・減額になる場合
 - ⇒ 判明・決定後速やかに 過誤再請求による負担の



軽減のため

- ・ 増額になる場合
 - ⇒ 当該加算等を算定する前月の15日まで

ただし、処遇改善加算は2ヶ月前の末日まで。

根拠:報酬留意事項通知

体制届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『6. お知らせ(県内共通)』

4. 平成30年度体制届に 関するお知らせ ☆障害福祉サービス

文書名:『【共通様式】平成30年度介 護給付費等算定に係る体制に関す る届出様式①及び②』

- 4. 平成30年度体制届に 関するお知らせ
 - ★障害児通所支援

文書名:『【共通様式】平成30年度障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出様式

~報酬算定・請求上の留意点~

- 届出書類が提出されていても、基準に合致することが明らかでない場合は、加算を算定できません。
 - ⇒提出前に次の2点をよく確認してください。
- ①報酬告示、留意事項通知(※事業者ハンドブック報酬編(オレンジ色の方)で加算の要件を確認できます。)
- ②添付書類等(※加算によって資格証の写しや実務経験証明書等添付書類が必要なものがあります。)
 - ※サービスの提供記録や勤務記録等が整備・保管されていなければ、基準に合致することが確認できない分の報酬は返金することになります。
 - ⇒ 記録は基準に従って保管

~報酬算定・請求上の留意点~

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について①】

①報酬告示

<障害福祉サービス>

• 平成30年厚生労働省告示第82号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準 該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の一部を改正する件」

<障害児通所支援>

•平成30年厚生労働省告示第99号

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所 支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を 改正する件」

~報酬算定・請求上の留意点~

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について②】

②留意事項通知

<障害福祉サービス>

• 障発0330第4号平成30年3月30日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準 該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に 関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

<障害児通所支援>

▶ 障発0330第5号平成30年3月30日

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所 支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に 伴う実施上の留意事項について」

報酬算定・請求上の留意点

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について③】

- ③その他
 - <障害福祉サービス・障害児通所支援共通>
 - ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A(VOL1~4)
 - ※掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

- →6. お知らせ(県内共通)
 - →7. 厚生労働省告示•通知•事務連絡等

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=110&topid=15

~体制届のルールについて~

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更前及び変更後の内容が記載されていない。もしくは、変更前、変更後の内容を見ても何を目的とした届出かわからない。
- ④変更年月日が記載されていない。加算をとるための届出にもかかわらず、申請期日のルールを無視した変更日を記載している。
- ⑤体制届に基づく請求をしていない。(体制届を提出していないにも関わらず請求している。)
- ⑥変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。
- ⇒どれも届出として受理する以前の内容です。

(4)変更申請書

~指定変更申請書のルール~

【対象のサービス】

障害者⇒生活介護、就労継続支援A・B型、指定障害者支援施設 障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

【指定変更申請が必要な場合】

- 障害者⇒①生活介護、就労継続支援A・B型事業所が利用定員を 増加させる場合
- ②施設障害福祉サービスの種類を変更する場合 障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設 の利用定員を増加させる場合

【指定変更申請の手続き】

⇒変更の前月15日までに県に申請が必要。

【必要な書類】

- ①指定変更申請書(第2号様式)
- ②各種添付書類一式

指定変更申請書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届·変更申請·その 他届出書等 (障害者総合支援法関係) ☆障害福祉サービス

文書名:『2-1,2-2第2号 様式~第5号様式』 5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等 (児童福祉法関係)

★障害児通所支援

文書名:『事業所指定

(1), (4)

~届出の送付及び問合せ先~

【障害福祉サービス・障害児通所支援(児童発達支援センターを除く】

■ 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1 福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ 電話: 045-210-4732(もしくは4717)

【児童発達支援センター・障害児入所施設】

・〒231-8588 横浜市中区日本大通り1 福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課<mark>施設指導グループ</mark>

電話:045-210-4724